

第2章 だれもが生涯健やかに自分らしく暮らせるまち

第1節 健康づくりの推進

施策の目標

すべての住民が健康で元気に暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、検診や各種保健事業の充実とともに、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談等の体制を整え、住民が主体となる健康づくりを推進します。

施策の展開

(1) 健康づくり意識の高揚

住民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図るために、啓発活動の継続や健康づくり教室を開催します。

(2) 特定健康診査と各種検診の充実

特定健康診査及び各種検診（がん検診やABC検診¹等）の充実を図り、受診率の向上を目指します。

また、生活習慣病予防のための特定保健指導を継続的に実施します。

(3) 母子保健の推進

安心して子どもを産み育てられるよう妊娠期から出産・育児までの健康診査・相談指導体制の充実に努めます。

¹ 「ABC検診」…胃がん発生のリスクを評価する検診。胃がんの主な原因と考えられるピロリ菌の抗体検査と、胃の炎症や萎縮の度合いから、胃がん発生のリスクを評価する。



第2節 地域医療の充実

施策の目標

医療ニーズの高度化、多様化に対応し、地域で安心な医療が受けられるよう、医療機関と連携した医療体制の充実を図ります。

施策の展開

(1) 地域医療体制の充実

医療体制の充実を図るために、施設や医療機器の整備に努めます。

(2) 救急医療の充実

救急患者の救命のため、関係機関と連携・協力して救急医療体制の充実を図ります。

第3節 子育て支援の充実

施策の目標

保育サービスの充実をはじめ、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組むとともに、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

施策の展開

(1) 子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業計画に基づき留守家庭児童保育事業等の充実を図ります。

また、子育て世帯の生活の安定を図るために、各種負担額（高校生までの医療保険自己負担額や保育料等）への支援に努めます。

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育内容などの充実を図ります。

第4節 高齢者福祉の充実

施策の目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を推進するとともに、高齢者的人格と個性が尊重され、ともに支え合う地域づくりを推進します。

施策の展開

(1) 介護予防・啓発活動の推進

要介護状態等となることを予防し、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて社会参加し、一人ひとりが生きがいのある人生を送ることができるよう介護予防の推進に努めます。

(2) 要介護者等への支援の推進

要介護状態等になっても介護サービス、その他必要な支援を受けながら、生きがいや役割を持って生活できるよう支援の推進に努めます。

(3) 生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援、健康づくり交流の場の提供に努めます。



第5節 障がい者福祉の充実

施策の目標

障がい者が住み慣れた地域で、その能力や適性に応じた地域社会の一員として自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスの定着を図るとともに、同じ社会の構成員として互いに理解し支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を推進します。

施策の展開

(1) 障がい者支援の推進

障がいのある人の自立した地域生活を支えるため、個々のニーズに応じた障がい福祉サービスの利用を自分で選択し、本人らしく生活できるよう支援の推進に努めます。

(2) 子ども発達支援の充実

発達の遅れや障がいが認められる子どもに対し、きめ細やかな相談支援を行い、切れ目なく療育や教育が受けられるよう支援の充実を図ります。

(3) 啓発活動等の推進

ノーマライゼーション²の理解を深めるため、広く住民への理解の醸成を図ります。

2 「ノーマライゼーション」…障がいがあっても、障がいがない人と同じ普通（ノーマル）の生活や権利が保障される社会を目指すこと。

第6節 地域福祉の充実

施策の目標

住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに向けて、ボランティア団体等との連携を持ち、地域も交えた福祉の向上に努めます。

施策の展開

(1) 地域福祉の推進

社会福祉協議会をはじめ、ボランティアの活動支援や見守り支援の整備及び災害時要配慮者対策に努めます。また、社会福祉施設の整備等により、利用者の福祉の向上を図ります。

(2) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な方の保護、支援を図るため成年後見制度³等を周知及び支援の充実に努めます。

3 「成年後見制度」…認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を保護するための制度。裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わり契約等の法律行為をすることで、不当な契約行為等から本人を守る。